

随意契約（相手方指定）調書

件名	プラスチック中間処理業務委託（足立区入谷8丁目分）	5200183
工（納）期	令和11年 3月31日	
契約締結日	令和 8年 4月 1日	
契約金額	推定総額97,020,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社首都圏環境美化センター
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	単価契約 1kgあたり88.0円（消費税込み）

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>プラスチック中間処理業務委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>足立区入谷9丁目分 名 称 株式会社東京クリアセンター 所在地 東京都港区赤坂二丁目5番4号 赤坂室町ビル 代表者 代表取締役 熊木 亮</p> <p>足立区入谷8丁目分 名 称 株式会社首都圏環境美化センター 所在地 東京都足立区入谷九丁目21番19号 代表者 代表取締役 斉京 由勝</p>
<p>指名理由</p>	<p>本件は、収集したプラスチックの選別から圧縮、梱包、保管、再商品化事業者への引渡までの、一連の中間処理業務について委託するものである。 事業者選定においては、本件業務の確実かつ適正な履行を確保できる体制と、価格との均衡により事業者を選定するため、履行体制確認型提案評価方式により選定を実施した。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 (1) 候補者の選定に当たっては、評価委員会により評価基準を定め、申し込みのあった3社に対し、業務の履行体制や事業実績等について、評価・採点を行った。</p> <p>(2) 評価委員会による審査の結果、選定業者となった2社は、総合評価において、約78～79%台の総合点を獲得しており、区の啓発事業への協力体制や、危機管理・安全対策等の管理体制がしっかり確立されているなど高い評価を得ていることが確認できている。</p> <p>以上の理由から安定的かつ確実な業務履行が期待できるため、選定は妥当であると判断し、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p> <p>本件は、荒川区長期継続契約とする契約を定める条例第2条第3号イ及び同条例施行規則第2条第2項第19号の規定に該当するため、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの長期継続契約を締結する。</p>